

ぎふ労働委員会だより

令和6年2月 第83号

令和5年を振り返って

岐阜県労働委員会
会長 秋保 賢一



令和6年1月1日早々に能登地方に大きな地震があり、甚大な被害を生じることになりました。まずは被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

また、昨年末から年始にかけて政治資金規正法違反事件の捜査が発端となっていわゆる政局をゆるがす事態になっております。令和6年の幸先としてはどうなのでしょう。一抹の不安を禁じ得ないところです。

世界に目を向けましてもウクライナ紛争に加えてイスラエルによるパレスチナのガザ地区への侵攻もあり、中東情勢の緊張も高まっており、こうした世界情勢が物価高の背景になっているようです。今後、春闘の結果、物価上昇率を上回る賃金上昇が見込めるかどうか大きな関心事になっております。

労使問題は、いうまでもなく社会経済情勢と無関係ではないので、いわゆる賃金と物価の好循環が生まれるかどうかとか、コロナ禍の金融支援の反動によって企業の倒産件数が増大していることなどが申立件数の増減や内容に何らかの影響をもたらすかも知れません。

これまで労働委員会に関与してきた経験でごくおおざっぱに申し上げるとやはり経済情勢が良好なときは労使関係も円満なときが多いためか申立件数が減少し、経済情勢が悪くなれば逆に増える傾向があるような印象です。ただし、社会情勢が労働委員会の申立件数に与える影響は間接的であり、大分、時間が経ってから影響が現れるような気がします。

令和6年の今後の1年間の社会経済情勢あるいは政治状況が労使関係にどのような変化をもたらすのか、それとも何も影響をもたらさないのか注視していきたいと思っています。

さて令和5年の労働委員会の状況を顧みてみますと不当労働行為救済申立事件はわずかながら漸増傾向が見受けられますが、例年と比べて大きな変化はありませんでした。一方、調整事件（あっせん）や個別労働紛争あっせん事件はわずかながら減少傾向にあるようにみえます。これらがどのような社会経済情勢を背景とするものなのかは何ともいえません。

各事件の終結内容をみてみますと不当労働行為救済申立事件については救済命令（一部救済）が1件であり、関与和解による解決が1件、取下げが1件となっています。

そして調整事件（あっせん）は、前年からの繰り越しも含む取扱件数3件のうち2件が解決に至っております。

個別労働紛争あっせんは、前述したとおり、申立件数が減少しており令和5年度は1件しか

く、これは令和6年に繰り越しとなっています。個別労働紛争あっせん申立件数の減少が仮に広報不足等によるものであるならば、反省すべきですが、労働局のあっせんの件数も減少傾向にあると聞いておりますので全国的な傾向かも知れません。

このように個別労働紛争あっせん申立件数の減少が若干気になるころではありますが、いわゆる閑古鳥が鳴いているわけでもなく、かといって事務局の業務が過大になるほど忙しいというわけでもなく、また、命令を1件も書かないとスキルが落ちると思われるところ、一応1件書いておりますし、和解や調整もおおむねうまくいっていると思います。また、少なくとも令和5年の取扱事件の中で言えば、解決までに著しく長期に及ぶようなものもありませんでした。

ということで自画自賛になるのかも知れませんが、現時点で労働委員会の運営状況はおおむね適正かつ円滑に推移しているものと考えております。

今後とも、関係各位におかれましてはご指導、ご協力の程、よろしくお願い致します。

第49期 岐阜県労働委員会委員の紹介

第 49 期岐阜県労働委員会委員が令和 5 年 12 月 22 日に次のとおり任命されました。
 なお、任期は 2 年間です。(写真は、古田知事と第 49 期委員)



区分	氏名	役職等	任命始期（任期歴）
公益委員	◎秋保 賢一	弁護士	H17.12.24 (10 期目)
	○浅井 直美	弁護士	H23.12.24 (7 期目)
	三井 栄	岐阜大学社会システム経営学環教授	H23.12.24 (7 期目)
	大野 正博	朝日大学法学部教授	H25.12.24 (6 期目)
	武藤 玲央奈	弁護士	R5.12.24 (1 期目)
労働者委員	筒井 和浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	R3.8.18 (※5 期目)
	栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	H21.12.24 (8 期目)
	北島 あづさ	岐阜一般労働組合執行委員長	H27.12.24 (5 期目)
	鈴木 慎	UAゼンセン岐阜県支部長	H29.12.24 (4 期目)
	大宮 満	JAM東海岐阜県連絡会会長	R3.8.18 (3 期目)
使用者委員	安藤 正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事	H27.12.24 (5 期目)
	村瀬 尚子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長	H28.3.30 (5 期目)
	一柳 正義	セイノーホールディングス株式会社顧問	H29.12.24 (4 期目)
	今尾 任城	株式会社イマオコーポレーション代表取締役社長	R3.12.24 (2 期目)
	景山 多美	株式会社東海化成常務取締役	R3.12.24 (2 期目)

◎印は会長、○印は会長代理 ※過去の勤務実績を合算

労使の円滑な関係構築に向けて ～公労使の委員よりひとこと～



公益委員 浅井 直美

労働者個人と使用者との間で生じた紛争が労働委員会に持ち込まれることが多くなりました。何らかの原因で労使の衝突が起きても、話し合いの機会を持ち、相手の話を聴くなかで、互いの立場を認識して状況を共有し、そのうえで納得のいく解決を図ろうとする過程そのものが、関係の再構築に肝要かと思います。

公労使の各委員が双方の話をよく聴き、自主的な解決を促しつつ、解決の糸口を探りながら、円満な解決に向けて調整を図ります。

取り組んできた案件の多くは、労使間のコミュニケーション不足が根本にあると感じています。コミュニケーションは人間関係の構築に欠かせないものです。

しかし、これまでのコロナ禍で非対面での会議や会話が増え「コミュニケーション力が低下した」と実感する人が増え問題視されています。

労使紛争は企業に多大なリスクをもたらします。労使紛争を事前に防止するためにも、ぜひとも「対面」での会話で常日頃から良好なコミュニケーションをとり、安定した労使関係を保っていただくことを願います。



労働者委員 栗本 理花



使用者委員 景山 多美

経営側の初動が不適切、労働契約が曖昧・不十分、就業規則が不備、あるいは最新の法改正に則していない、法律の知識が不十分など、経営側の『職場環境の整備と見直し』が不十分な案件を目にしますと、使用者委員として残念でなりません。経営者と労働者が相互に信頼しあえる職場環境は会社の発展のための土台です。経営の全機能を十分に発揮させるためにも、経営側には『職場環境の整備と見直し』に丁寧に取り組んでいただけたらと願っています。

新任委員の紹介

今般労働委員会の公益委員を拝命した弁護士武藤玲央奈です。業務として労働紛争(労使双方)に関与してきた他、労働局の紛争調整委員会の幹旋も担当しています。これまでの経験を活かし、精一杯務めさせていただきます。



公益委員 武藤 玲央奈

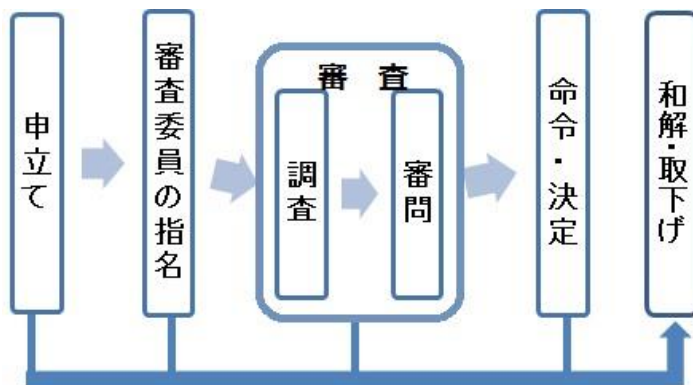
ご存じですか？労働委員会のしくみ

○不当労働行為の審査

労働組合法は、労働者が団結して自由に労働組合を作り、使用者と交渉することを労働者の正当な権利として保護しています。この権利を侵害する使用者の次のような行為は、「不当労働行為」として労働組合法により禁止されています。

- ・労働組合を結成しようとしたこと、正当な労働組合の活動をしたこと等を理由として労働者を解雇した
- ・正当な理由がないのに労働者の代表者との団体交渉を拒否した
- ・労働組合の結成や運営に使用者が介入した

労働者から不当労働行為があったとして労働委員会に申立てがあると、次のような流れで審査が行われます。



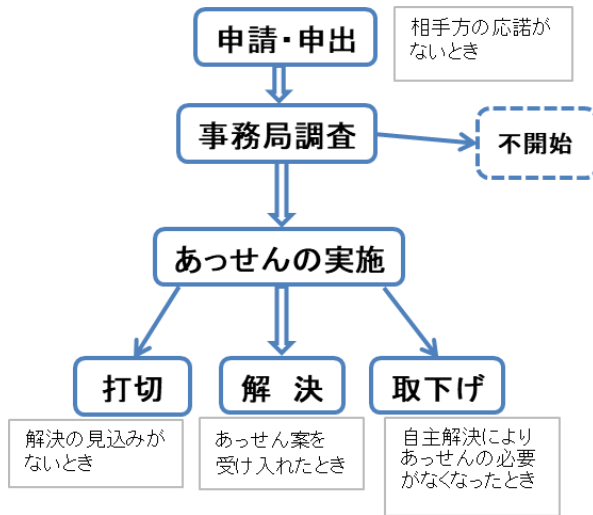
不当労働行為救済申立の流れ

「調査」では当事者双方の主張を明らかにし争点と証拠の整理を行い、次の手続である審問の準備をします。また、「審問」では、不当労働行為があったか否かについて判断するための事実調べをします。審問が終わると、使用者の行為が不当労働行為に当たるかどうかが判定され、不当労働行為のあったことが認められた場合は救済命令、認められない場合は棄却命令が出されます。なお、申立人による申立ての取下げや、労働委員会の勧告による和解により事件が終了することもあります。

○労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)、個別的労使紛争のあっせん

個々の労働者、あるいは労働組合などと使用者との関係で生じた紛争は、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが原則ですが、双方の主張が対立し歩み寄りがないなど、当事者間の話し合いにより自主的に解決することが困難な場合もあります。

このような場合に、労働委員会は公正、中立な第三者機関として双方の間に入り、紛争解決のための援助を行います。



あっせん申請(申出)があると、双方の当事者に対して調査を行い、被申請(申出)者もあっせんに応じる意思がある場合にはあっせんを開始します。

あっせんの場合には、当事者双方の主張を確かめて、争点を明らかにしながら労使間の話し合いを取り持ち、あっせん案を提示するなどして争議の解決に努めます。

活動報告

1 労働委員会の年間活動状況等(令和5年)について

事件、定例総会及び公益委員会議を除いた活動は次のとおりです。

令和5年1月19日 労委労協命令研究会

- ・開催形式:一部ウェブ会議
- ・出席委員:北島委員

2月14日 使用者委員による労働委員会勉強会の開催

- ・場所:岐阜県庁
- ・テーマ:「令和4年度高齢者雇用委員会報告書の概要」
- ・講師:安藤委員

3月14日 労働委員会委員・事務局職員合同研修会の開催

- ・場所:岐阜県庁
- ・テーマ:「裁判例の動向—近年の裁判例にみる特徴」
- ・講師: 明治大学法科大学院 教授 野川 忍氏

4月6日 労委労協命令研究会

- ・開催形式:一部ウェブ会議
- ・出席委員:筒井委員、北島委員

5月11日 労委労協中部ブロック総会・研修会

- ・場所:愛知県内(μ X MEIEKI)
- ・出席委員:筒井委員、栗本委員、鈴木委員、大宮委員

5月25~26日 中部地区労働委員会会長・公益委員連絡会議に出席

- ・場所:石川県内(KKRホテル金沢)
- ・出席委員:秋保会長、浅井委員

6月9日 全国労働委員会会長連絡会議に出席

- ・場所:茨城県内(駿優教育会館)
- ・出席委員:秋保会長

当委員会の秋保会長が、次回開催県労委としてあいさつを行いました。



6月13日 公益委員による労働委員会勉強会の開催

- ・場所:岐阜県庁
- ・テーマ:「雇用の流動化についてーチャット GPT 等の生成 AI によるスピーチの試みー」
- ・講師:秋保会長

7月3日 労働委員会委員による出前講座

- ・場所:岐阜大学
- ・テーマ:「労働紛争の実際と基本的なワークルール」
- ・講師:秋保会長

岐阜大学地域科学部から依頼があり、学部1年生を対象に出前講座を開催しました。



★岐阜県労働委員会では、労働問題に関心のある皆様のご希望に応じ、労働問題に精通した委員を講師として派遣する「出前講座」を実施しています。ぜひご活用ください。

7月13日 労委労協命令研究会

- ・開催形式:一部ウェブ会議
- ・出席委員:北島委員、鈴木委員、大宮委員

9月8日 公労使委員合同研修に出席

- ・開催形式:一部ウェブ会議
- ・出席委員:安藤委員

9月20～21日 中部地区労働委員会連絡協議会に出席

- ・開催場所:愛知県内(アイリス愛知)
- ・出席委員:平野会長代理、大宮委員、景山委員

10月10日 労働委員会委員・事務局職員合同研修会の開催

- ・場所:岐阜県庁
- ・テーマ:「個別労働紛争解決制度の運用状況等について」
- ・講師:岐阜労働局雇用環境・均等室
労働紛争調整官 野田 一宏 氏



10 月 12 日 労委労協命令研究会

- ・開催形式:一部ウェブ会議
- ・出席委員:栗本委員、鈴木委員、大宮委員

11 月 9 ～ 10 日 第 78 回全国労働委員会連絡協議会総会に出席

- ・場所:東京都内(東京大学 安田講堂)
- ・出席委員:秋保会長、平野会長代理、筒井委員、栗本委員、
安藤委員、今尾委員

11 月 14 日 労働者委員による労働委員会勉強会の開催

- ・場所:岐阜県庁
- ・テーマ:「連合 2024～2025 年度運動方針について」
- ・講師:筒井委員

12 月 4 ～ 5 日 公労使委員個別紛争専門研修に出席

- ・場所:東京都内(一橋大学 一橋講堂)
- ・出席委員:村瀬委員

2 審査事件について

令和 5 年 1 月から 12 月までの間に申立てのあった不当労働行為事件は 5 件、前年から繰り越した事件は 3 件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和 5 年 1 月～12 月)

事件 番号	申立人	業種	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日			終結年月日	参与委員
3-2	労働組合	医療、 福祉	1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 <追加申立て> 3 陳謝文の掲示	命令 (一部救済)	◎大野、浅井
	R3.3.25 <追加申立て> R4.4.27			R5.9.1	(労)北島、鈴木 (使)村瀬、一柳
4-3	労働組合	サービス業	1 不利益取扱への謝罪 2 団体交渉の応諾 3 支配介入の禁止 4 陳謝文の手交と掲示 <追加申立て> 5 報復的不利益取扱の 撤回	取下げ	◎平野、三井
	R4.8.9 <追加申立て> R5.2.27			R5.9.7	(労)栗本、大宮 (使)安藤、景山
4-4	労働組合	運輸業、 郵便業	1 配転命令の撤回 2 不利益取扱の撤回 3 団体交渉の応諾 4 支配介入の禁止 5 陳謝文の手交と掲示	関与和解	◎秋保、大野
	R4.9.15			R5.9.22	(労)筒井、栗本 (使)村瀬、今尾
5-1	労働組合	建設業	1 団体交渉の応諾 2 陳謝文の手交と掲示	(係属中)	◎浅井、三井
	R5.4.7				(労)北島、鈴木 (使)安藤、一柳
5-2	労働組合	運輸業、 郵便業	1 団体交渉の応諾 2 陳謝文の手交	(係属中)	◎秋保、浅井
	R5.5.9				(労)筒井、大宮 (使)今尾、景山

事件 番号	申立人		業種	請求する救済内容	終結状況		審査委員 参与委員
	申立年月日				終結年月日		
5-3	労働組合		サービス業	1 団体交渉の応諾 2 陳謝文の手交	(係属中)		◎大野、平野※、 武藤※ (労)北島、大宮 (使)村瀬、一柳
	R5.7.24						
5-4	労働組合		建設業	1 団体交渉の応諾 2 陳謝文の手交	(係属中)		◎三井、秋保 (労)栗本、鈴木 (使)安藤、景山
	R5.7.24						
5-5	労働組合		製造業	1 団体交渉の応諾 2 支配介入の禁止 3 陳謝文の手交と揭示	(係属中)		◎秋保、三井 (労)筒井、鈴木 (使)村瀬、一柳
	R5.9.7						

◎印……審査委員長

※……令和5年12月23日まで大野委員及び平野委員担当、令和5年12月24日から大野委員
及び武藤委員担当

なお、過去 5 年間に当委員会において取り扱った不当労働行為事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区 分	平成 31 年 ・令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
前年より繰越	2	3	3	2	3
新規申立	2	4	3	4	5
取扱件数	4	7	6	6	8
終 結	1	4	4	3	3
命 令	救 済		2		1
	棄 却				
却 下					
和 解			1	2	1
取 下 げ	1	4	1	1	1
翌年に繰越	3	3	2	3	5

3 調整事件について

令和 5 年 1 月から 12 月までの間に申請のあった調整事件は 1 件、前年から繰り越した事件は 2 件で、取扱状況は次のとおりです。

(令和 5 年 1 月から 12 月)

事件 番号	申請者	業 種	調 整 事 項	調 整 年 月 日	終結区分	調整員
	申請年月日				終結年月日	
4-5	労働組合	サービス 業	(あつせん) 団体交渉の誠実対応	R4.12.16 R5.2.7	解決 (あつせん案受諾)	(公)秋保 (労)大宮 (使)安藤 今尾
	R4.9.20				R5.2.7	
4-6	使用者	鉱業、 採石業、 砂利採取 業	(あつせん) 給与の減額率の調整	R4.12.27 R5.2.9	解決 (あつせん案受諾)	(公)浅井 (労)筒井 (使)一柳 景山
	R4.10.17				R5.2.9	
5-1	労働組合	サービス 業	(あつせん) 休業手当の支給及び適 切な算出方法の調整	-	(係属中)	-
	R5.12.13					

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った調整事件の状況等については以下のとおりです。
(件)

区 分	平成 31 年 ・令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
前年から繰越	1	3	0	1	2
新規申請	7	2	4	6	1
取扱件数	8	5	4	7	3
終 結	5	5	3	5	2
解決	1	2		1	2
打切り			1	3	
取下げ			1		
不開始	4	3	1	1	
翌年に繰越	3	0	1	2	1

4 個別的労使紛争事件について

令和5年1月から12月までの間に申出のあった個別的労使紛争事件は1件で取扱状況は次のとおりです。

(令和5年1月から12月)

事件 番号	申出者	業種	あつせん事項	あつせん 年月日	終結状況	あつせん員
	申出年月日				終結年月日	
5-1	労働者	医療、 福祉	職場のパワハラによる精神的苦痛への補償	—	(係属中)	—
	R5.12.1					

なお、過去5年間に当委員会において取り扱った個別的労使紛争事件の状況等については以下のとおりです。

(件)

区分	平成31年 ・令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
前年から繰越	1	1	0	0	0
新規申出	3	3	4	2	1
取扱件数	4	4	4	2	1
終 結	3	4	4	2	0
解決	2	1		1	
打切り			1		
取下げ					
不開始	1	3	3	1	
翌年に繰越	1	0	0	0	1

5 委員の受賞について

労働委員会委員としての長年の功績が認められ、次の方が受賞されました。

【労働行政関係功労者厚生労働大臣表彰】

ひらのひろし
平野博史会長代理が労働行政関係功労者厚生労働大臣表彰を受賞

(委員就任:平成 18 年 11 月 14 日～令和 5 年 12 月 23 日)

【厚生労働大臣感謝状】

ひらのひろし
平野博史会長代理が厚生労働大臣感謝状を受領

(委員就任:平成 18 年 11 月 14 日～令和 5 年 12 月 23 日)

【令和5年度岐阜県知事表彰】

労働者委員のくりもとりか
栗本理花委員が岐阜県知事表彰を受賞

(委員就任:平成 21 年 12 月 24 日～)

(令和4年作成 労働委員会 PR ポスター) ※ご用命がありましたら、ご連絡ください。

職場での 労働関係の トラブル円満解決

豊富な知識、経験を持つ
「あっせん員」が
トラブル解決をお手伝い



特徴1

無料

特徴2

秘密厳守

特徴3

早期解決



配置転換

パワハラ

解雇

賃上げ

雇止め

お気軽に、お問い合わせください

岐阜県労働委員会事務局



電話

058-272-8790

E-mail

c16501@pref.gifu.lg.jp

清流の国ぎふ

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶴飼などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



労働委員会ミナモ
(平成 27 年 7 月作成)

— 編集・発行 — 岐阜県労働委員会	
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1	
TEL	(058)272-8790
FAX	(058)278-2832
HP	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13305.html
e-mail	c16501@pref.gifu.lg.jp